

平成29年第6回横手市議会9月定例会会議録

議事日程（第5号）

平成29年9月22日（金曜日）午前11時開議

- | | | | |
|-----|-----|-----|--|
| 第 1 | 報告第 | 31号 | 平成27年度横手市財政健全化判断比率の修正の報告について |
| 第 2 | 報告第 | 32号 | 平成28年度横手市財政健全化判断比率の報告について |
| 第 3 | 報告第 | 33号 | 平成28年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告について |
| 第 4 | 認定第 | 1号 | 平成28年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 5 | 認定第 | 2号 | 平成28年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 認定第 | 3号 | 平成28年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 認定第 | 4号 | 平成28年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 認定第 | 5号 | 平成28年度横手市市営介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 認定第 | 6号 | 平成28年度横手市障害者支援施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 認定第 | 7号 | 平成28年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 認定第 | 8号 | 平成28年度横手市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 認定第 | 9号 | 平成28年度横手市集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第13 | 認定第 | 10号 | 平成28年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第14 | 認定第 | 11号 | 平成28年度横手市横手町四町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第15 | 認定第 | 12号 | 平成28年度横手市横手地域財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第16 | 認定第 | 13号 | 平成28年度横手市前郷地区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第17 | 認定第 | 14号 | 平成28年度横手市金沢中野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第18 | 認定第 | 15号 | 平成28年度横手市西成瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第19 | 認定第 | 16号 | 平成28年度横手市醍醐財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第20 | 認定第 | 17号 | 平成28年度横手市里見財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第21 | 認定第 | 18号 | 平成28年度横手市福地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第22 | 認定第 | 19号 | 平成28年度横手市館合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第23 | 認定第 | 20号 | 平成28年度横手市病院事業会計決算の認定について |
| 第24 | 認定第 | 21号 | 平成28年度横手市水道事業会計決算の認定について |
| 第25 | 認定第 | 22号 | 平成28年度横手市下水道事業会計決算の認定について |
| 第26 | 議案第 | 92号 | 平成29年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |

- 第27 議案第 93号 平成29年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第 94号 平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第 81号 横手市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 第30 議案第 82号 横手市集落排水事業への地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第31 議案第 84号 横手市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例及び横手市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第 80号 横手市有償旅客運送に関する条例
- 第33 議案第 83号 横手市公告式条例及び横手市地域局設置条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第 85号 横手市いじめ対策委員会設置条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第 86号 横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第 87号 工事請負契約の締結について（増田まんが美術館大規模改修工事）
- 第37 議案第 88号 土地の取得について（大雄運動公園用地）
- 第38 議案第 89号 土地の取得について（十文字地域統合小学校建設用地）
- 第39 議案第 90号 字の区域の変更について
- 第40 陳情29第8号 大森リゾート村改修について
- 第41 議案第 91号 平成29年度横手市一般会計補正予算（第5号）
- 第42 議案第 95号 平成29年度横手市一般会計補正予算（第6号）
- 第43 公共施設の在り方に関する事項について

本日の会議に付した案件

議事日程第5号に同じ

出席議員（24名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 高橋和樹 | 3 番 | 立身万千子 |
| 5 番 | 小野正伸 | 6 番 | 遠藤忠裕 |
| 7 番 | 土田百合子 | 8 番 | 寿松木孝 |
| 9 番 | 播磨博一 | 10番 | 青山豊 |
| 11番 | 加藤勝義 | 12番 | 奥山豊和 |
| 13番 | 本間利博 | 14番 | 菅原正志 |
| 15番 | 土田祐輝 | 16番 | 佐藤清春 |
| 17番 | 佐藤忠久 | 18番 | 塩田勉 |

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 19番 | 佐々木 喜一 | 20番 | 佐藤 誠洋 |
| 21番 | 高橋 聖悟 | 22番 | 木村 清貴 |
| 23番 | 阿部 正夫 | 24番 | 齋藤 光司 |
| 25番 | 菅原 恵悦 | 26番 | 佐々木 誠 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（33名）

| | | | |
|------------------|--------|--------------------|--------|
| 市長 | 高橋 大 | 副市長 | 石山 清和 |
| 副市長 | 藤本 和宏 | 教育長 | 伊藤 孝俊 |
| 総務部長 | 小丹 茂樹 | 総合政策部長 | 三浦 淳 |
| まちづくり 推進部長 | 高橋 征徳 | 市民生活部長 | 佐藤 均 |
| 健康福祉部長 | 佐藤 亮 | 農林部長 | 佐藤 誠悦 |
| 商工観光部長 | 小田嶋 利宏 | 建設部長 | 渡部 幸伸 |
| 上下水道部長 | 小原 信美 | 教育総務部長 | 見田 貞一郎 |
| 教育指導部長 | 高橋 玲子 | 消防長 | 大石 義孝 |
| 市立横手病院 事務局長 | 浮嶋 優子 | 市立大森病院 事務局長 | 村上 伸夫 |
| 総務部次長兼 総務課長 | 栗田 律子 | 総務部次長兼 人事課長 | 佐藤 雅義 |
| 総務部次長兼 秘書広報課長 | 辻 正憲 | 総合政策部次長兼 経営企画課長 | 村田 清和 |
| まちづくり 推進部次長 | 加賀谷 秀昭 | 財政課長 | 佐藤 勉 |
| 横手地域局長 | 佐越 和之 | 増田地域局長 | 高橋 功 |
| 平鹿地域局長 | 國安 清久 | 雄物川地域局長 | 高橋 宣之 |
| 大森地域局長 | 長谷山 達夫 | 十文字地域局長 | 高橋 栄逸 |
| 山内地域局長 | 中村 広幸 | 大雄地域局長 | 戸田 勝己 |
| 代表監査委員 | 佐々木 豊 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 事務局長 | 高橋 嘉 | 主幹 | 菊池 覚也 |
|------|------|----|-------|

議事調査係副主幹 小田嶋 あけみ

議事調査係 佐々木 浩之
主 席 主 査

総務係主任 横井 希望

◎開議の宣告

○佐藤忠久 議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎報告第31号の上程、説明、質疑

○佐藤忠久 議長 日程第1、報告第31号平成27年度横手市財政健全化判断比率の修正の報告について報告を求めます。総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 ただいま議題となりました報告第31号平成27年度横手市財政健全化判断比率の修正の報告についてをご説明申し上げます。

追加議案書その2の1ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、昨年9月に報告いたしました平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率のうち、将来負担比率について修正する必要が生じたことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

内容でございますが、昨年9月に報告いたしました財政健全化判断比率4指標のうち将来負担比率について、平成27年度に起債した合併特例債、こちらの一部を将来の交付税算入相当額である基準財政需要額算入見込み額の集計から漏れたままで算定してしまったことに起因するものでございます。再算定の結果、昨年報告いたしました将来負担比率56.8%から41.9%へと早期健全化基準をさらに下回る数値となったものでございます。チェックが行き届かず、報告済みの数値を修正することに相なりまして、まことに申しわけございませんでした。おわびを申し上げます。

本報告の内容の詳細につきましては、添付いたしております報告議案資料のうち、3ページの下段、こちらにも修正内容を記載しております。また、監査委員による審査意見書についても、参考資料とともに添付しております。

報告、以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○佐藤忠久 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第31号の報告を終わります。

◎報告第32号の上程、説明、質疑

○佐藤忠久 議長 日程第2、報告第32号平成28年度横手市財政健全化判断比率の報告について報告を求めます。総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 ただいま議題となりました報告第32号平成28年度横手市財政健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

追加議案書その2の2ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率を監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

内容でございますが、普通会計ベースの実質赤字比率、普通会計に10の公営企業会計を加えた連結実質赤字比率、いずれも黒字であり、該当はございません。

続いて、実質公債費比率でございますが、7.4%となりまして、平成27年度の8.4%と比較しまして1ポイント改善しております。実質公債費比率が改善しました要因でございますが、元利償還金が減少したことのほか、有利な起債の活用によります基準財政需要額算入額、普通交付税に係る基準財政需要額算入額が増になったことなどによるものでございます。

次に、将来負担比率については、25.1%となっております。先ほど、ただいま平成27年度数値について56.8%から41.9%に修正報告いたしたところでございますが、平成28年度数値はさらに低下をしております。これは、要因としまして、平成28年度決算で水道事業における収益的収支の赤字が解消されたことによりまして、公営企業債と繰入見込み額が大幅に減額になったこと、それから地方債現在高の減額、退職手当負担見込み額の減額並びに基金の積み増しによるものでございます。

本報告の内容の詳細につきましても、添付の参考資料に「財政健全化判断比率等について」に記載しておりますし、また、監査委員による審査意見書についても参考資料とともに添付をいたしております。

報告、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤忠久 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第32号の報告を終わります。

◎報告第33号の上程、説明、質疑

○佐藤忠久 議長 日程第3、報告第33号平成28年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告について報告を求めます。総合政策部長。

○三浦淳 総合政策部長 ただいま議題となりました報告第33号平成28年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

追加議案書その2、3ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成28年度決算に基づく公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

公営企業の資金不足比率であります。実質収支並びに企業会計における流動資産と流動負債の差し

引き剰余額、これらがいずれも黒字でありまして、資金不足比率に該当はございません。
報告、以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○佐藤忠久 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第33号の報告を終わります。

◎認定第1号～認定第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第4、認定第1号平成28年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第25、認定第22号平成28年度横手市下水道事業会計決算の認定についてまでの22件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。

【決算特別委員長（18番塩田勉議員）登壇】

○塩田勉 決算特別委員長 決算特別委員会委員長報告を行います。

今定例会において決算特別委員会に付託になりました認定22件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

認定22件の審査については、8月29日に決算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する、総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

各分科会の審査は、9月12日と13日に行われました。

9月20日に開催した決算特別委員会では、各分科会長報告を受け、それを踏まえて、市長に対し2名が総括質疑を行ったところであります。

認定22件について、採決の結果、認定第1号平成28年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定については認定すべきでないものと決定し、他の21件は認定すべきものと決定いたしました。

なお、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第20号、第21号、第22号の7件については、それぞれ起立採決を行い、第1号は起立少数、他の6件は起立全員でありました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤忠久 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

24番齋藤光司議員。

【24番（齋藤光司議員）登壇】

○24番（齋藤光司議員） 認定第1号平成28年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定に賛成の立場で討論をいたします。

おとといの決算委員会で当案は不認定になったわけでありますが、その討論の中で、市長みずからが提案をし、議会がこれを議決したのにもかかわらず、わずか3日後に予算執行をしないという決定をした。そういう議会意思を無視し続ける市長、当局を容認することはできない。よって、この平成28年度決算を不認定にしたいという討論があったわけであります。

そのことは、全国消防操法大会への消防団派遣費用240万円のうち、出場選手の家族が公費による旅費支給を辞退したため、家族15人分の宿泊費36万円が不用額になったことを取り上げてのことだと思えます。私は、その討論を聞いていて、今はやりの言葉で言えば「違うだろ」、頭の中でその言葉が共鳴をして耳鳴りがしました。それは、私も、20年以上地域消防団の中に身を置き、消防団員としての矜持、プライドを今もって持っているからであります。

「火点は前方の標的、水利はポンプ右側後方防火水槽、手びろめによる20メートルホース一線延長、定位につけ」、消防団員を息子に譲って15年以上になりますが、消防訓練大会近くになり、地域で団員の皆さんの練習の一生懸命さを見ると、いまだに私も気持ちが熱くなります。消防の全国大会は2年に1度ずつあるわけでありますが、ポンプ車操法と可搬式ポンプ操法の競技が繰り返されるわけであり、実質オリンピックと同様、それぞれの競技においては4年に1回の全国大会の開催であり、大会開催年度は全県の消防団が目の色を変えて取り組まれる大会でもあります。

その中で、全国大会開催の昨年度、当市の山内消防団が9月2日の県の選考会で見事優勝の栄誉を勝ち取られ、昨年9月23日の議会で当局がその派遣費として240万円の予算措置をなされたわけであります。その予算の審議過程の中で、学校の部活やスポ少、その他の団体が横手市代表として全国大会に出る場合、家族らの応援経費は出ない、消防だけ対象とするのは不公平ではないかというような趣旨の質問、議論があったわけであります。そのときに、市長はこのように述べられました。誤解のないように、そのときの議事録をあえて読み上げさせていただきます。平成28年9月23日本会議、その市長の答弁であります。

2,500名を超える横手市の消防団員の日ごろの全体の練度の象徴が今回の全県優勝、そして全国へと進む結果となったということに対しまして、山内消防団初め、横手市全体のまず消防団員の日ごろの努力に私は敬意を表したいと思えますし、その日ごろの訓練の姿を市民全体がその姿を見ているわけございまして、それが市民全体の日ごろの防災意識、またそうやって訓練をいただいているという姿を見ることが市民の安心・安全にもつながっているものと思っています。横手市民全体利益のために日ごろ消防団員は頑張っているわけございまして、いざとなれば自己犠牲も顧みず、日ごろ頑張っているという姿を、また、昼夜問わずというような形の中で、いつ何どき発災というようなときでも、やはりご家族の理解のもとにはせ参じるといような体制の中で、私は、この今回の横手市消防全体の頑張りの結果こういう栄誉を勝ち取ったことに対しまして、市挙げてこの栄光に対しては敬意をあらわし

たいですし、その支えていただいている2,500人を超える団員、家族全体へのエールという意味で私は自信を持って背中を押してあげるべきだ、そういうふうに感じております。

当然、ほかのさまざまなスポーツやもろもろの取り組みに対することで榮譽を勝ち取って、全国大会、そして横手の名を広めていただく、横手の技術の高さを広めていただく、さまざまな取り組みを広げていただくという活動、そうやって頑張っている方々にも敬意を表しますけれども、私はやはり消防団員の活動というもの、それをも上回るさらに崇高な思いでの活動というふうに捉えております。私は、この何度も言うように、2,500人を超える家族たちへも市は応援しているんだよという姿勢をこの機会に、ささやかではございますけれども、応援をしたいという意味が含まれております。何とぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。この答弁内容に私も共感をいたしました。

議会では、そういう議論の結果、賛成22、反対1、欠席1という中で可決をされたという事実があるわけでありまして。そして、そういう中で議会の議論を受けて、後日新聞報道の中で、「消防全国大会派遣において家族の旅費負担、公費ありなし」、「家族の協力を敬意、説明に賛否」という報道がなされたわけでありまして。また、この記事を受けて、インターネットのSNS上で「全国まで上り詰めるためには、家族の支えなしでは難しいと思う。公費でそれくらい出してやれよ」という肯定的な意見から、「団体の家族に税金投入なんてあり得ない」、「市役所職員の出張に家族の同伴も認めて、その経費を税金で賄っても問題ないのか、そこまでして消防団に感謝する必要はないだろう」、また「単なる家族旅行がしたいだけだ。それを補助してくれだ、そんな遊びに行かなくて結構」などなど、数多くの否定的な意見が寄せられたわけでありまして。

それらを見て出場選手がびっくりして、「自分たち隊員は何を言われてもよいが、家族に迷惑がかかるのは困る」ということで、家族分の旅費を辞退したものであります。山内地域局消防担当が説得に当たったけれども、団員の意志が固く、協議の中で団員の意志を尊重したために、家族分の旅費を執行できなかった、こういう事実があるわけでありまして。そういう事実の結果を受けて、家族15人分の宿泊費36万円が昨年の決算において不用額になったわけでありまして、それをもってして、なぜ平成28年度の一般会計予算歳入533億6,438万、歳出516億4,165万の全体への不認定という結果に結びつくのか。私には理解ができません。

今なすべきことは、消防団並びにそのご家族、地域が、この後も続くであろう全国大会での成果を発揮できる市としての支援の制度設計の確立であります。そのための手段としての平成28年度決算の不認定であるとしたならば、幾ら取り繕えども本末転倒であるということをお願いして、議案第1号平成28年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定をするべきという立場での討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○佐藤忠久 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、認定第1号平成28年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第1号に対する委員長の報告は認定をしないというものでありますが、原案について採決いたします。確認のため、起立された議員はそのままでご起立をお願いいたします。本決算を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立少数であります。したがって、認定第1号は認定しないことに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第2号平成28年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第2号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第3号平成28年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第3号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第4号平成28年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第4号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第20号平成28年度横手市病院事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第20号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、認定第20号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第21号平成28年度横手市水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第21号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、認定第21号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第22号平成28年度横手市下水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第22号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、認定第22号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、既に議決されております7件を除く15件について採決いたします。

15件は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、15件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第92号～議案第94号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第26、議案第92号平成29年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）より日程第28、議案第94号平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題いたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（7番土田百合子議員）登壇】

○土田百合子 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第92号平成29年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、第2期データヘルス計画について、どのような方針で取り組むのか考えを伺

いたいの質疑に対し、当局より、第1期計画は期間が短かったため、データ分析と課題の把握がメインであった。第2期では1期の分析結果を踏まえての健康事業の実施を重点的に考えている。保健事業は一、二年で結果が出るものではないが、経年比較等を実施の上、毎年度振り返りを行い、評価の高い項目は継続し、低い項目は見直し、改善していく。実施に当たっては、庁内の連携、医師会等の協力が重要になってくる。また、結果を市民の皆さんに公表していくことが重要と考えるとの答弁がありました。

また、データヘルス計画作成を民間業者に委託した場合、横手市独自の計画はできるのかとの質疑に対し、当局より、レセプトや検診結果に基づき多角的なデータ分析を行い、特許を取得している業者もあるため、活用を考えている。全国の自治体で似たような計画となる懸念はある一方で、ほかの自治体と比較しやすいというメリットもある。庁内策定委員会の各担当が連携して、横手市独自の計画を打ち出していきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号平成29年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号平成29年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、医師住宅の現状についての質疑に対し、当局より当該補正予算に係る医師住宅は、旧大森病院用として活用した2棟である。現在の大森病院周辺には、2世帯入居可能な住宅を3棟、計6世帯分所有している。現在、このうち1世帯は常勤医師が入居しており、残る5世帯は研修医受け入れの際の住居として利用している。このほか、医師の要望に合わせて賃借による医師住宅を確保しているとの答弁がありました。

また、解体後の医師住宅敷地の利活用についての質疑に対し、当局より、被災前は物置として利用してきた。解体後はプレハブ等を設置し、引き続き物置として使用するか、売却のめどが立てば処分したいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤忠久 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件3件について採決いたします。

3件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、3件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第81号～議案第84号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第29、議案第81号横手市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例より日程第31、議案第84号横手市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例及び横手市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（10番青山豊議員）登壇】

○青山豊 産業建設常任委員長 産業建設常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第81号横手市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、農業委員と推進委員の定数や報酬及び費用弁償に対する根拠についての質疑に対し、当局より、農業委員の定数は、今回の改正により基準となる農業者数が6,000人を超え、かつその区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会に横手市が該当することから、それに基づき24人とした。また、法律上では100ヘクタールに1人を上限としている農地利用最適化推進委員の定数は、各地域の農業委員が検討した人数を積み上げた23人で、今年7月の農業委員会総会の際に了承された人数である。報酬の根拠については、農業委員の人数が半減となり、現地確認などの出務回数が倍になることから、非常勤報酬日当の半分に当たる3,000円を上乗せした。また、会長と職務代理者は、農業委員より月平均で出務回数が2.5倍ほどになっているため、3,000円の2.5倍ほどの額としている。農地利用最適化推進委員については、現行の農業委員が3万8,000円であるが、農業委員会の議決権がないので、総会と運営委員会などに出ない部分の半日当分の3,000円を引いた3万5,000円という額が適当と判断したとの答弁がありました。

また、今後はどのようにして農業委員や推進委員が選出されるのかとの質疑に対し、当局より、農業委員と推進委員の任命に当たっては、公募を行う。推薦、募集を1カ月間行い、その後、農業委員については市長部局で評価委員会を設置し、評価する。また、推進委員については、農業委員会で評価委員会を設置し、評価をして、最終的には議会や農業委員会の同意を得てから、平成30年4月1日付で任命することになるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号横手市集落排水事業への地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例

について、主な質疑と答弁を申し上げますと、改正により集落排水施設の接続義務が法的に生じるのか。また、会計上、繰出金はどの予算になるのかとの質疑に対し、当局より、法的根拠については、会計が一緒になろうとも従前と変わらないので、集落排水施設の接続義務は生じない。繰出金は、現在、6款農林水産業費から集落排水事業特別会計繰出金が出ている。下水道は、8款土木費から支出されているので、今後は土木費にまとめる方向で協議したいと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号横手市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例及び横手市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤忠久 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第81号横手市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件を除く2件について採決いたします。

2件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、2件は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○佐藤忠久 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第80号～陳情29第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第32、議案第80号横手市有償旅客運送に関する条例より日程第40、陳情29第8号大森リゾート村改修についてまでの9件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（21番高橋聖悟議員）登壇】

○高橋聖悟 総務文教常任委員長 お疲れさまでございます。

総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案7件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。その後、議案第86号の審査の経過について、中間報告を申し上げます。

初めに、議案第80号横手市有償旅客運送に関する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、増田狙半内地区で実証実験をすることにした理由は何かとの質疑に対し、当局より、この地域は一番奥の集落からバス路線までが遠く、デマンドタクシーを利用しても4,500円程度を要してしまう。横手市全体を網羅できる公共交通を経費負担も含めて考えていく必要があり、課題を手当てするための方法として実証実験を行うとの答弁がありました。

また、この実証実験で成果があった場合、今後の市の公共交通として広げていくのかとの質疑に対し、当局より、住民アンケートなどとり、成果があった際は本格運用をしていきたい。また、他地区への導入も視野に入れているとの答弁がありました。

また、この方式を広げていく場合、現在のデマンドタクシー事業者からの理解が必要になると思うが、その部分は大丈夫なのかとの質疑に対し、当局より、その点については既に事業者と話をしているが、経費的な面で見合う場合は現行の方式を継続する場合もあるとの答弁がありました。

また、循環バスも含めて、今後の横手市の公共交通全体を見直していく考えなのかとの質疑に対し、当局より、デマンド交通の利用が増えるとともに、市の経費負担も増えてきている。一般のバス路線も含めて、全体的な見直しが必要と考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号横手市公告式条例及び横手市地域局設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、地域局の窓口体制で本庁舎や増田庁舎のような総合窓口を平鹿地域局にも設置していく予定なのかとの質疑に対し、当局より、平鹿庁舎には総合窓口は設置しないが、地域課と市民サービス課を隣接させるレイアウトにしており、住民サービスは十分にできると考えているとの答弁がありました。

討論では、菅原正志委員より、賛成の立場で、本案に賛成するが、思いとして平鹿分署の名前をぜひ

平鹿中央分署とするよう考えていただきたい。なぜなら、十文字・増田が南分署、大森・雄物川が西分署ということで、横手市の真ん中にある消防署であり、全体をカバーするという意味では横手消防署と混同するようなことはないと思うので、ぜひ平鹿中央分署の名称にすることを検討していただきたいという私個人的思いを込めて本案に賛成するとの討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号横手市いじめ対策委員会設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「重大事態とはどのような場合を指すのか」との質疑に対し、当局より、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたときや、いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合を言うとの答弁がありました。

また、重大事態の判断は誰が行うのか。また、いじめの実態把握はどのように行うのかとの質疑に対し、当局より、学校でこのような問題を認識した場合は、速やかに教育委員会に報告が来る。重大事態に当たるかの判断は教育委員会が行う。また、実態把握は、定期的なアンケート調査や面接のほか、日常会話などから児童・生徒と教師の信頼関係の中で把握できていると考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号工事請負契約について、主な質疑と答弁を申し上げますと、大プロジェクトではあるが、漫画原画の収集、アーカイブだけではなく、まんが美術館にかかわることができる人を増やして、みんなで支える美術館にする必要があると思うが、そういう取り組みは考えているのかとの質疑に対し、当局より、まんが美術館のサポーターを募る取り組みをしていきたいと考えている。サポーターには、美術館の業務の一部やさまざまな応援をお願いしたいと考えており、そういった積み上げから広げていき、興味を持ってもらえるようにしていきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号土地の取得については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号土地の取得について、主な質疑と答弁を申し上げますと、常任委員会協議会の中で、近くに野球場や立派なグラウンドがあるにもかかわらず、小学校にも改めてグラウンドや野球場が必要なのかという問題提起をした。その結論がない中で、当初案のままで地権者と仮契約を行っている。どういう議論を行ってきたのかとの質疑に対し、当局より、新しい学校として必要な施設や設備を備えたものを用意したいということで検討を行ってきたとの答弁がありました。

また、FM計画の発想が全くない。学校とFM計画は切り離して考えるということなのかとの質疑に対し、当局より、学校も、FM計画との整合性を図りながら行っている。今回は、小学校の機能を単体

で持つこととして計画を進めているとの答弁がありました。

また、隣接する公有地を活用する発想がないまま、新たに土地を購入しようとしている。なぜそのような判断になったのかとの質疑に対し、当局より、公有地は学校敷地と道路で分断されており、子どもたちの安全性を考えた結果、一体の学校敷地となり得なかった。この部分の土地も増設分の駐車場など、学校用地として有効活用できないか検討していきたいとの答弁がありました。

また、少しレイアウトを変えれば、購入の必要がない土地もあったかもしれない。老朽化した十文字野球場の整備をこの機会に一体的にできたかもしれない。そういう互いの歩み寄り、考え方の一致を見ずに、大局的な話がないまま進んでしまったことが非常に残念。もう少し考えて進めてほしかったとの要望がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号字の区域の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情29第8号大森リゾート村改修についての審査の経過を申し上げます。

本件については、現地確認のため、委員会を休憩し、大森リゾート村とその周辺体育施設などを視察し、関係者から陳情の趣旨や陳情提出に至った経緯などを確認いたしました。その後、市当局に対して行われた主な質疑と答弁を申し上げますと、昭和の時代に一斉に建築が行われ、今、更新時期を迎えているというFM計画の議論そのままの現場であった。FM計画と相入れない部分もあると思うが、さくら荘の民間譲渡という課題も抱えている中で、市として大森リゾート村はどのような位置づけになっているのかとの質疑に対し、当局より、全てを一度に更新することは到底無理である。FM計画で各施設の基本的な考え方は持っており、今後はローリングしながら最終的な形にしていくが、必要度、重要度、市民ニーズを考えて判断していく。その中で施設を整備する際は、複合化しながら機能を充実させる考えを持っていくとの答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、8つの市町村の合併というのは、自治体の歴史や伝統、特色を生かし合って新横手市をつくるということにあったはずである。陳情の当該地域は、健康増進のエリアとなっている。箱物が一斉に更新時期に入って、FM計画との関連もある今、このエリアをゼロからつくることは不可能であるし、市の健康増進の発信地として整備していくという意義もあると考え、願意を妥当と認めて採択することに賛成するとの討論がありました。

また、寿松木孝委員より、賛成の立場で、地域の皆さんの声、それから現状を見た中で受け止めるところはたくさんあり、そのとおりだと感じたところである。ただ、心配なのは、市全体が進めるFM計画の中、各地に分散しているさまざまな施設の統廃合、あわせて財源的な問題という大きな課題を抱えていることも事実である。その中で、横手市として十分精査しながら、整備の方向性について研究していただき、市として提案していただけることを期待するとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、出席者起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第86号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例について、中間報告を申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、これまでの課題、問題を精査して再提案したとあるが、どのような部分を精査したのかとの質疑に対し、当局より、目的、効果を明文化して、市民にとってのメリットとは何かを洗い出した。市民の健康増進のため、利用者の多い体育施設に指定管理を導入して、健康づくり教室などが組み入れられることで、多くの市民の健康づくりの手助けになると考えているとの答弁がありました。

また、指定管理先を一般企業に公募するとしているが、その方針に変わりはないかとの質疑に対し、当局より、指定管理者の選定は公募で行う方針であったが、さまざまなご意見をいただいております、公募以外の方法についても検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

以上の答弁を受け、委員からは、これまで議会全体として説明を受けてきた内容が大きく変わるものであり、このまま審議を続けていくことに疑問を感じるため、継続審査を求めるとの意見が出されました。

本議案を継続審査とすることについて採決した結果、出席者全員の賛成により継続審査とするものと決定し、議長に対しその旨を申し出た次第であります。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤忠久 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

25番菅原議員。

○25番（菅原恵悦議員） ただいまの第86号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例が継続審査という報告をされましたけれども、私ども、任期がたしか10月22日と記憶しております。それまでの間に期限をつけての継続審査とか、そういう議論はなかったのかどうかお尋ねをいたします。

○佐藤忠久 議長 21番高橋聖悟議員。

○高橋聖悟 総務文教常任委員長 今、25番議員から継続審査となったこと、そして今後のあり方ということの質問だと思いますけれども、我々としては今後のあり方については議論する余地は実はございませんで、それはその後この継続審査がどうなるかということになってからのお話だと思いますので、私からはちょっと答えかねる部分でございますので、どうかその辺はご了解いただきたいと思います。

【「委員長で」と呼ぶ者あり】

○高橋聖悟 総務文教常任委員長 そういう議論はありませんでした。

○佐藤忠久 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

25番菅原恵悦議員。

【25番（菅原恵悦議員）登壇】

○25番（菅原恵悦議員） ただいま、議案第86号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例が継続審査というふうなことのようでありますけれども、私は採決すべきだというふうな立場で討論をさせていただきます。

当横手市議会は、これまで委員会での採決を基本として取り組んでまいったことは皆さんご存じのとおりであります。しかしながら、いろんな事案がありますので、少し時間が欲しいとする考えも理解ができます。日々議員活動をしている中では、市民の幸せを考えると、きのうまではこういう考えであつたけれども、よくよく皆さんと話をしたらこちらのほうが正しいよな、こういう考え方も出てまいると思います。あるいは、きのうまでこのような考えだつたけれども、それが次の日はやはり今言ったような事情で変わってくる。これも、私たちは市民と真摯に向き合ってお話しすると出てくる事案だというふうにも考えております。

そうしたことは当然あり得るわけでありましてけれども、私はここでちょっと懸念いたしますのは、継続審査には一定の理解を示しながらも、この議会、この定例会、あと最後ともしかすればなるかもしれませんが、その中で期限のつかない継続審査というふうな方向のようでありますけれども、そうなりますと、私どもの議員の任期は平成29年10月22日でありますし、これを過ぎた場合どうなるのでしょうか。議員の権利を行使することなく、廃案であります。議決権を与えていただいて4年間、間もなく任期を迎えながらも、市民にはどのように説明をしたらよいか、このようなことではないでしょうか。

多くの市民の皆さんには知っていただきたい。私どもの任期は平成29年10月22日であり、これを過ぎた場合は廃案であります。したがって、採決をしてははっきりとさせるべきであるというようなことで、私は採決を求めての討論とさせていただきます。

○佐藤忠久 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第80号横手市有償旅客運送に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第83号横手市公告式条例及び横手市地域局設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第85号横手市いじめ対策委員会設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第89号土地の取得についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情29第8号大森リゾート村改修についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、陳情29第8号は採択することに決定いたしました。

次に、既に議決されております5件及び議案第86号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例を除く3件について採決いたします。

3件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、3件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例について、ただいま総務文教常任委員長から中間報告がありましたとおり、さらに閉会中継続して審査したい旨の申し出があります。本案を継続審査にすることについて、起立により採決いたします。

閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立多数です。したがって、議案第86号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第91号及び議案第95号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤忠久 議長 日程第41、議案第91号平成29年度横手市一般会計補正予算（第5号）及び日程第42、議案第95号平成29年度横手市一般会計補正予算（第6号）の2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（19番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員長報告を申し上げます。

今定例会において、一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第91号の審査については、8月28日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する、総務文教、厚生、産業建設の3つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。また、議案第95号の審査については、9月7日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を既に設置されている3つの分科会に委嘱いたしました。

各分科会の審査は9月12日、13日に行われました。

各分科会の審査を経て、先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、全て原案のとおり可決でありました。

議案2件について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤忠久 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第91号平成29年度横手市一般会計補正予算（第5号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまから議題となっております案件中、議案第95号平成29年度横手市一般会計補正予算（第6号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤忠久 議長 起立全員であります。したがって、議案第95号は委員長報告のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

直ちに議会運営委員会を開会いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 2時40分 再開

○佐藤忠久 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎公共施設の在り方に関する事項について

○佐藤忠久 議長 日程第43、公共施設の在り方に関する事項についてを議題といたします。

公共施設の在り方に関する調査特別委員長の報告を求めます。特別委員長。

【公共施設の在り方に関する調査特別委員長（16番佐藤清春議員）登壇】

○佐藤清春 公共施設の在り方に関する調査特別委員長 私から、公共施設の在り方に関する調査特別委員会に付託されました調査案件について、横手市議会会議規則第103条の規定に基づき報告いたします。

昨年9月の定例会において公共施設の在り方に関する調査特別委員会が設置され、これまで15回の委員会を開催し、公共施設のあり方について検討を重ねてまいりました。

調査活動の方針は、少子高齢化・人口減少社会の中でも持続可能な行政経営と地域社会の実現、将来世代への負担を先送りしないことを目的に策定された横手市財産経営推進計画について、将来需要や適正配置当の調査・検討を行い、今後の公共施設のあり方について提言することです。また、統廃合後の空き校舎や用途廃止後の土地建物の活用、地区交流センター化への移行など、地域の特性や要望を踏まえた活用策について提言することです。

これまでの検討で、横手市財産経営推進計画については、横手市の人口は、全国的な傾向と同様に減少が進んでおり、生産年齢人口の減少と高齢化による市税の減少と扶助費の増加が見込まれ、公共施設の更新に必要なコストを合わせると財源不足も予想されることから、社会構造の変化、市民ニーズの変化を見据えながら、保有総数を圧縮しつつも、施設の質を向上させ、市民の利便性向上が図れる公共施

設へ再構築する取り組みが喫緊の課題と言えます。また、施設総量の抑制による単なるコスト削減だけではなく、施設の質をさらに充実させ、コミュニティーの活性化につながることを個別計画の改定過程や改定後の計画公表等を初め、あらゆる機会を捉えて積極的に情報発信する必要があります。

さらに、市として利用予定がない、売却等が可能な施設・土地については、市場価値を適正に判断し、売却や譲渡、あるいは貸し付けなど最適な活用方法を検討し、歳入の確保を図る必要があります。

今年3月に本委員会の中間報告をいたしました。その内容を今回一部修正した施設に十文字地域局がございます。十文字地域局周辺の行政施設の再編や十文字第一小学校跡地の活用など、都市機能の集約化と道の駅十文字を含めたにぎわいの創出を可能とする複合施設の整備を将来的な視点を持ち検討していただきたいと求めています。

4月以降の調査・検討について、先進地視察では、盛岡市の公共施設アセットマネジメントについて理解を深め、紫波町では新しく豊かで魅力的な持続的に発展する町を目指す「オガールプロジェクト」について視察研修を行いました。

個別具体の施設では、大規模施設の再配置について、各種スポーツ施設や文化施設の現状を把握し、今後の施設の方向性や管理、活用等について次のとおり調査しました。

まず、ホール機能を有する市民文化施設では、多機能化と複合化を念頭に、効率的、効果的な施設経営と市民ニーズを捉えた市民文化施設となるよう検討いただきたい。

また、大規模な施設の整備については、その必要性について入念に調査・検討する必要があると考えるため、慎重な対応を求めるものであります。図書館は、FM計画で長寿になっている施設については、改修や建て替えをする際には、複合化や統合化について検討するとともに、施設配置の地域バランスや利用しやすい環境整備の面から、学校図書館との連携についても模索する必要があると考えます。

主要体育施設等は、プール、十文字陸上競技場、野球場、テニスコート、その他の施設について調査・検討いたしました。

委員会の意見としては、施設を利用している市民の声を聞きながら、FM計画やスポーツ推進計画に基づき、更新、集約、統廃合を確実に進めていただきたい。さらに、新しい学校施設については、多くの市民が有効利用できるような管理方法等を検討願いたい。いずれにしても、スポーツ立市よこてにふさわしい体育施設の利活用と整備に努める必要があると考えます。

最後に、各委員の共有した方向性として、大型施設の複合化と市民との協働による施設整備が挙げられます。大型施設の複合化については、大型施設の新設、改修を検討する場合、機能の異なる施設を複合化・多機能化することによってさまざまな施設間の相乗効果を生み出すことができ、まさに時代のニーズに応えるものです。また、市民との協働による施設整備では、計画に対する市民の理解度が低いと感じられるため、市と市民が一体となった計画の推進を図ることが求められると考えます。

今回は、市民文化施設、主要体育施設等について報告しますが、市が所有する施設は、箱物だけではなく、公共インフラも含めて多くの公有財産が存在しています。今後も、施設総量の縮減、長寿命化の

推進など、市民との連携・協働により公共施設の全体的な方向性を見失わず、より具体的な検討を行う必要があります。

市当局においては、各施設の具体的かつ市民福祉の向上につながる揺るぎない方向性を今後も引き続き示していただくよう要望いたします。さらに、各種行政計画と整合性を図りながら、全庁横断的に横手市財産経営推進計画によって示された施設や設備の適正管理、運営、ファシリティマネジメントを推進し、持続可能な市政の実現と質の高い行政サービスの継続的な提供がなされるよう求めるものであります。

以上をもちまして、公共施設の在り方に関する調査特別委員会の報告とさせていただきます。

○佐藤忠久 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 質疑なしと認めます。

これで、公共施設の在り方に関する調査特別委員長の報告を終了いたします。

◎閉会の宣告

○佐藤忠久 議長 これで平成29年第6回横手市議会9月定例会を閉会いたします。

今定例会が千秋楽となります。いつも緊張した議会でごさいます、毎回勉強の連続でございました。後期2年間、議長職を支えていただいた議員各位に心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、今回勇退される議員の皆様にも、大変ご苦労さまでございました。そして、再度挑戦される議員各位におかれましては、どうぞ健闘されまして、また再会できますことをご祈念申し上げまして、議長としての挨拶といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名するものである。

横手市議会議長 佐藤 忠久

横手市議会副議長 菅原 恵悦

横手市議会議員 土田 百合子

横手市議会議員 寿松木 孝

